

令和2年

健康福祉委員会

6月15日

豊明市議会

# 健康福祉委員会会議録

令和2年6月15日

午前10時00分 開会

午前10時28分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	郷右近 修	副委員長	いとう ひろし
委員	林 ゆきひろ	委員	近藤 ひろひで
委員	三浦 桂司	委員	清水 義昭
委員	一色 美智子		
議長	毛 受明 宏		

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
庶務担当係長	山田 恵子	議事担当係長	寺島 慎二

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	伊藤 正弘	社会福祉課長	近藤 有紀子
健康長寿課長	浅井 俊一	保育課長	二宮 眞由美
保険医療課長	伊藤 克代	社会福祉課長補佐	野田 勇樹
健康長寿課長補佐	松本 小牧	指導保育士	樋口 桂子
保育課長補佐	今枝 翼		

## 5. 傍聴議員

服部 龍一	中村 めぐみ	ごとう 学	青木 亮
宮本 英彦	近藤 千鶴	鵜飼 貞雄	近藤 郁子
月岡 修一	ふじえ 真理子	近藤 善人	

## 6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

午前10時開会

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまから健康福祉委員会を開会します。

会議に先立ちまして、市長が御出席なので、市長より御挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は5つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

続いて、議長が御出席ですので、御挨拶をお願いいたします。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

健康福祉委員会に付託した議案は5件ということでございますので、よろしくお願いいたします。

そして、なお本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市長と協議しまして、当局の職員は議事に直接関係ある職員のみのお出席にしましたので、御報告させていただきます。慎重な審査をお願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

それでは、これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機とお願いしたいんですが、御異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。市長におかれましては答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、退席をお願いいたします。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理

して反問されますようお願いいたします。

また、反問を終了するときにも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

では、初めに、議案第59号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤保険医療課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第59号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、必要があるからです。

それでは、改正内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に、租税特別措置法において創設された低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を適用させるもので、附則第4項に追加する第35条の3第1項はその該当の条項となります。

また、附則第5項に規定する短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例についても、長期譲渡所得の課税の特例を準用するため同様の条項を追加いたします。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回譲渡所得の国保税の課税特例でなんですけども、租税特別措置法の第35条3第1項が追加されているんですけども、これはどういった土地で、市内にどの程度あるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁を願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今回追加された条項は低未利用土地、利用されていない、利用の活用がされていない土地を譲渡した場合の特別控除という形になります。同じ近辺にある周りの土地と比較して利用がされていない土地という形になります。

それが市内にどのくらいあるかとかいうことについては、課税側の税務課さんのほうにもお尋ねしたんですけども、特に把握はしていないというふうにお聞きしています。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回課税特例なんですけど、これで幾らかその控除を受けると思うんですけども、それによって国保税の歳入にどの程度影響があるというふうに見込んでいますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 譲渡所得なので、もともとが、給与収入みたいに定期的に毎年必ずある収入というわけではございません。譲渡が起きたときにかかるものですので、それがどのくらいにあるとか、ましてや、低未利用地が市内にどの程度あるか、分からない土地に対しての譲渡が幾らあるかというのは、ちょっと今のところ把握がありません。想定もしようがありません。

もちろんこの条例改正がされたことで、もともとの法律が改正されたことで、低未利用地の譲渡が促進されれば、その分譲渡所得が生じて課税額が増えるということにはなるかとは思いますが、どのくらいとかということにはちょっと今のところ見当がつかないというところが正直なところです。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかにございますか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第59号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号 豊明市子ども医療費支給条例等の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第64号 豊明市子ども医療費支給条例等

の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、愛知県の福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、必要があるからです。

それでは、改正内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

第1条では、子ども医療費支給条例の就学児の定義と適用除外者及び医療費の算定方法について不明瞭な記載などを改めます。

第2条では、心身障害者医療費の助成に関する条例の第3条では、母子・父子家庭医療費支給条例のそれぞれ医療費の算定方法について記載を改め、統一した記載とするものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは医療費の算定方法の内容変更なのか、また、より明瞭に掲げたのか、どちらかちょっとお尋ねいたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁を願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 今回の変更は、今まで不明瞭だったところを明瞭に明らかに記載するという改正でありまして、取扱いの内容に変更はございません。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 子ども医療費支給条例の第3条の受給資格者の該当しない方が変更となっている部分があるんですけども、この改正によって受給資格者の増減というのはあるのでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁を願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） あくまで書かれている内容の不適切な部分とかを削除してという形になりますので、この改正で対象者が増える減るということもございません。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。  
ほかにございますか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。  
討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。  
議案第64号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案件についても理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第65号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、必要があるからです。

それでは、改正内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例を定めた附則第2条において、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「財務大臣が告示する割合」を「平均貸付割合」にそれぞれ名称を変更するものです。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回特例基準割合から延滞特例基準割合、名称なんですけど、これは名称が変わっただけで、金額とか利率の変更というのはないというふうでよかったですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 名称が変わっただけで利率の変更はございません。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第65号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、議案第66号 豊明市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の引上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減措置を講ずるため必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

第6条の改正部分は、所得の少ない層の第1号被保険者の保険料について、昨年度の改正分に加え、令和2年度の改正分として、第1項の規定による保険料率に関わらず、今回追加する第4項の額とするものでございます。

また、附則第6条の改正部分につきましては、延滞金計算に係る特定基準割合等関連する用語の名称が変わったことにより改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から施行しますが、附則第6条の延滞金の改正規定については令和3年1月1日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。



○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 消費税増税に伴う介護保険料の軽減措置ということなんですけども、これはまず軽減措置の期間が令和2年度までになっているんですけども、それはなぜでしょうか。また来年度以降って続かないんですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁を願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 今回につきましては、昨年度の10月に消費税が上がったことにより今回令和元年度までというところの数字を直すということです。ただ、消費税財源についてはそのまま当たってまいりますので、来年度以降新しい計画になりますと保険料が全部変わるという形になります。そこでもまた同じような形の上乗せは継続するという見込みでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 軽減される率というのはどのように決められているんですか。国からなのか、市の権限でこういう率というのは決めれるのかというのはどうでしょう。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 基本的には国の施行令のほうで定められているものがございます。市町村については上限が定められておりますので、そこに対して市町村が決めるという形になっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

ほかに質疑は。

三浦委員。

○三浦桂司委員 1号、2号、3号とも従前の金額と何%変更になるのか。それと各層における影響額とか人数を、分かれば教えてください。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） まず、率といいますか、という部分でございます。介護保険料は第5段階のものが標準になっていまして、それに対してどれぐらいの割合を掛けるかというところでございます。

第1段階につきましては従前、元が0.5ですね。そこから0.05下げた状態で今、運用していますが、それが0.3になるというところ。それから、第2段階につきましては、もともとは0.65から始まっているところ、それについては最終的には0.45にさせていただくと。それから、第3段階につきましてはもともとが0.7というところが0.65という形に最終的には決まると。その間に昨年度の改正分が入っておりますけども、最終的にはこのようなスタイルになるということでございます。

第1段階につきましては、人数としまして2,117名ほどの想定しております。全体の11.9%ほど。それから、第2段階につきましては、1,105名という想定しております。大体6.2%。それから、第3段階につきましては1,017名、これが5.7%相当です。

金額につきましては最終的な軽減総額という形で、これは先行実施している部分を含めていきますと第1段階で約2,100万ほど、それから第2段階で1,400万ほどですね。それから、第3段階で350万ほどというところで、そのうちの4分の1が市の負担になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと続けていいですか。今、国庫負担とか県の負担もあると思うんですけども、市の負担率と負担金額は、今、国が2分の1で、市と県が4分の1、4分の1、2分の1という計算だと思うんですけども、市の負担、金額は幾らになりますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 最終的な部分で市がこの消費税に関する部分の軽減に当たるというところで、負担する額としては980万円ほどになります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第66号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第66号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第74号 令和2年度豊明市一般会計補正予算(第7号)についてのうち本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきましても理事者の説明を求めます。

二宮課長。

○保育課長(二宮眞由美君) 議案第74号、豊明市一般会計補正予算(第7号)について、保育課所管分について歳出の御説明をいたします。

補正予算書の7ページ、8ページの下段を御覧ください。

3款2項2目 保育園費、保育事業697万4,000円の増額です。これは、子ども・子育て支援システムを基幹系システムの構築時に合わせて更新を行うためです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 近藤課長。

○社会福祉課長(近藤有紀子君) 続きまして、社会福祉課所管分につきまして御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

10ページ中段、3款3項1目 生活保護事業の電算関係委託料66万円でございます。これは制度改正に伴う生活保護システムの改修費用でございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

5ページ、6ページをお開きください。

6ページ上段、14款2項2目 生活保護費補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、先ほどの電算関係委託料の国庫充当2分の1です。

以上です。

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いをいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 8ページ、保育のところなんですけども、電算関係委託料、これは基幹システムに統合という形なんですけども、この700万弱のうちの費用の内訳というのは大体つかんでいきますでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 予算の内訳について説明します。導入パッケージの製品代、現在のソフトをサーバー更新のバージョンアップに対応できるようにしていただく費用が約314万円。それから、システム基盤移行作業代として、現在のサーバーから仮想サーバーにシステム、データを移行してもらう費用ですが、そちらが約383万円になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 歳出の7、8、9、10ページで2点のシステム電算関係の委託料なんですけども、もう少し、どういった点がシステムで変更になるのかということと、今回当初予算ではなくて補正予算となっている理由についてお願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） まず、今回当初予算と違った6月補正になった理由ですが、昨年度から情報システムのほうとは検討をしておりました。ただ、今年度になってシステムの事業者から仮想サーバーで子ども・子育てシステムのほうが構築できるというお返事をいただきましたので、今回情報システム課とも協議し、サーバーを仮想サーバーにすることで経費が軽減できるということで、今回更新時期を合わせて6月補正とさせていただきました。

それから、今回どう変更点かということは、まず現在はサーバー室に子ども・子育てシステムのサーバー機がありますが、それが基幹系のサーバー機の中に仮想サーバーとして入るということで、子ども・子育てシステムのサーバーがなくなるということが大きく変わる点と、あとシステムのバージョンアップがかけられるということになります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 生活保護システムの改修についてです。生活保護システムにつきましては、平成30年9月より北日本コンピューターサービス株式会社によるク

クラウドシステムを導入しております。ですので、今回の改修につきましては全国560か所ほどが導入しているものに対しまして頭割りのような形で改修費が積算されております。

それと、今回の改正内容につきましては、日常生活支援住居施設という制度が新たに創設されたことによるものです。この制度につきましては、昨年度末ぐらいに方針決定が国のほうでされましてスピード改正が行われたものでございます。ですので、当初予算の段階ではまた制度改正に対する細かな仕様ですとかコード決定等がされておらず、補正となったものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 ちょっと教えてください。質問しないかんね。仮想サーバーと物理サーバーとどのぐらいのコスト差があるのかは検討されたんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 仮想サーバーにするとサーバー代として300万円程度軽減できること。それから、年間維持費で今、保育課のほうでサーバー機の保守料を年間出していますが、そちらのほうは50万円程度ありますが、それが削減できるということです。

（仮想サーバーじゃなくて……の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 指名してから願います。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 質問は比較、仮想サーバーじゃなくて通常の1個1個の物理サーバーにした場合に費用算定をしたんですかということです。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） どちらも見積りを頂きながら検討しました。そういう内容でよかったでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 ざっとでいいので、金額的に仮想サーバーだとどれぐらい……。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） マイクをお願いします。

○近藤ひろひで委員 どれぐらいお得感があるのかということをお聞きしているん

ですけど。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 先ほど言ったように、サーバー機を1台入れると子ども・子育てで300万円ぐらいかかると。

（それが節約できるとの声あり）

○保育課長（二宮眞由美君） それを削減できる。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方はございますか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第74号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

委員会報告書については従前の例に従い、提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午前10時28分閉会